

「サポート要件違反に対する反論」の真実と死角

日本弁理士会報告書の評釈と企業知財の実務指針

EXECUTIVE SUMMARY // 30-SECOND SYNTHESIS



1. 発見

The Hook

実証データの可視化。補正なし反論による「81%」の解消率と、反論類型の成功パターンを特定した元レポートの功績。



2. 診断

The Diagnosis

統計的死角の発見。選択バイアス、面接効果の交絡、そしてデータ内部の不整合（ファクトチェック）による数値の危うさ。



3. 処方箋

The Prescription

法的副作用の回避。将来の進歩性やクレーム解釈への悪影響を防ぎ、強く安定した権利化を目指すための戦略マトリクス。

01 // THE HOOK : 元レポートが示す「成功の数字」

81%

(209/259件)

補正なし反論での
拒絶理由解消率

95%

(19/20件)

「課題の認定を争う」
反論の解消率

94%

(47/50件)

「面接あり」
案件の解消率

【実証的価値】 審査経過の抽出・類型化により、特許行政年次報告書等では把握困難な「反論の実態」を可視化した元レポートの功績は極めて高い。

02 // THE DIAGNOSIS : 「81%」の正体

2,810件

2023年査定・手続補正なし出願

259件

初回通知でサポ要件
違反指摘

209件

解消率
81%

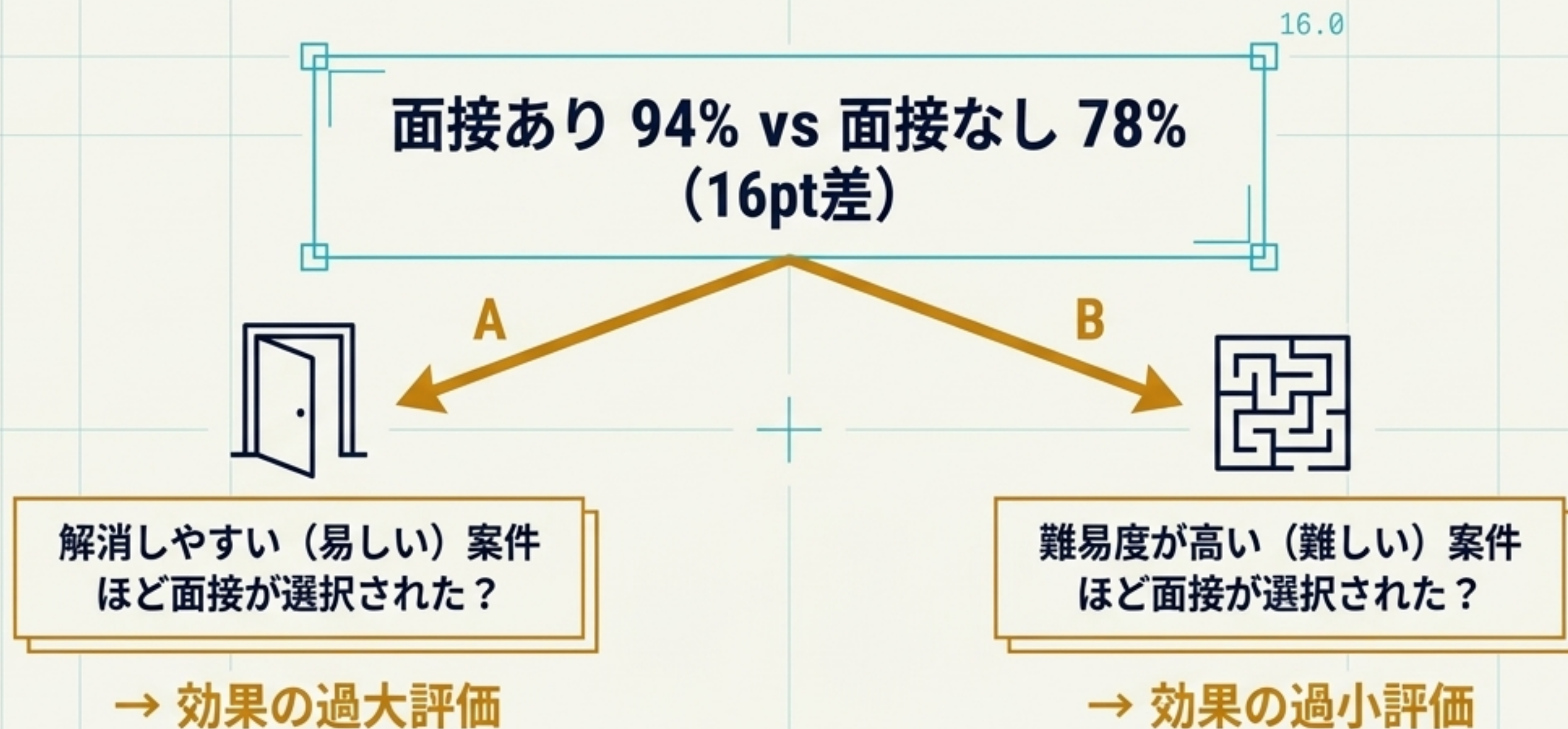


選択バイアス (Selection Bias) の死角

この81%は一般的な成功率ではない。

「補正せず反論する」という戦略は、出願人・代理人が「勝てると見込んだ案件」に偏って選択されている。他の拒絶理由との交絡や、当初明細書の充実度による選別の結果（廃）結果（条件付き確率）である点に留意。

02 // THE DIAGNOSIS : 「面接マジック」の交絡因子



交絡因子 (The Confounding Variable) の存在。案件の難易度や技術分野を揃えた比較がないため、これを「面接自体の因果効果」とは断定できない。

02 // THE DIAGNOSIS：データ内部の不整合アラート

項目	検算結果	監査アラート
表5 (機械分野の比率)	$17 + 44 + 17 + 17 = 95\%$	同一分母の比率なら四捨五入でも100%にならない。
表5 (第1類型の分野別比率)	全分野 18%, 機械 17%, 化学 14%, 電気 0%	全体が各分野の数値を上回る矛盾。
4.4 (メカニズム主張の根拠別)	69件中89%が解消	$61/69=88.4\%$, $62/69=89.9\%$ 。 整数四捨五入で「89%」となる 解消件数が存在しない。



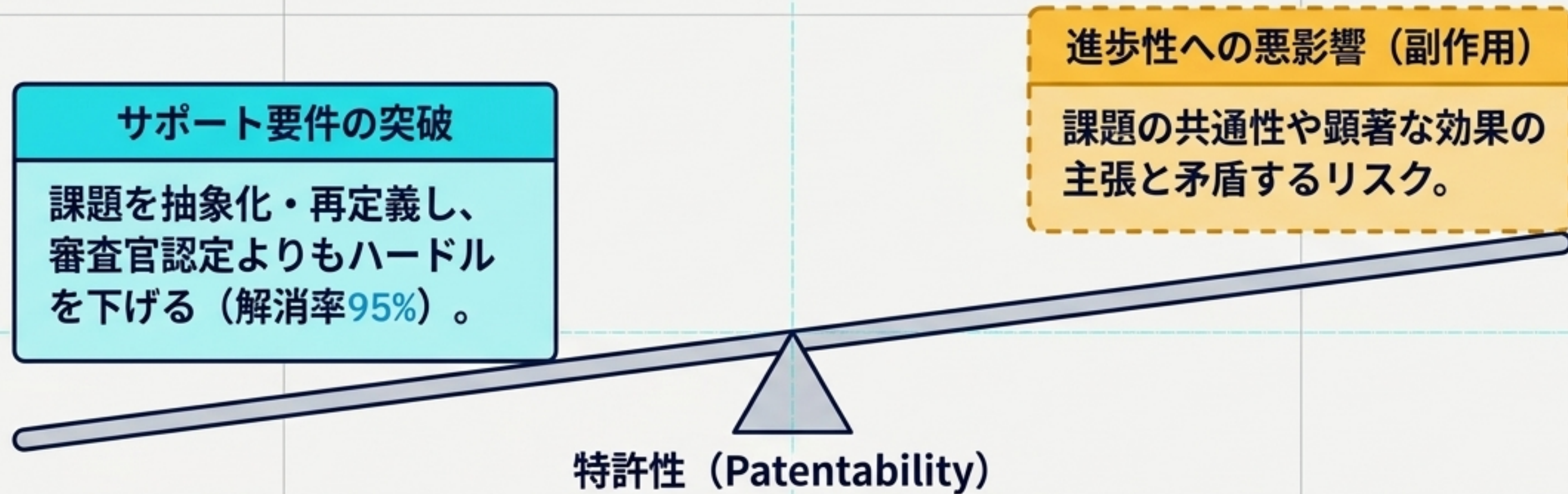
[WARNING] 原データの確認なしに「不整合の影響は軽微」とは断定不可。
実務への適用時には個別件数の安定性に留意。

03 // THE PROGNOSIS：反論類型と審査基準のマッピング

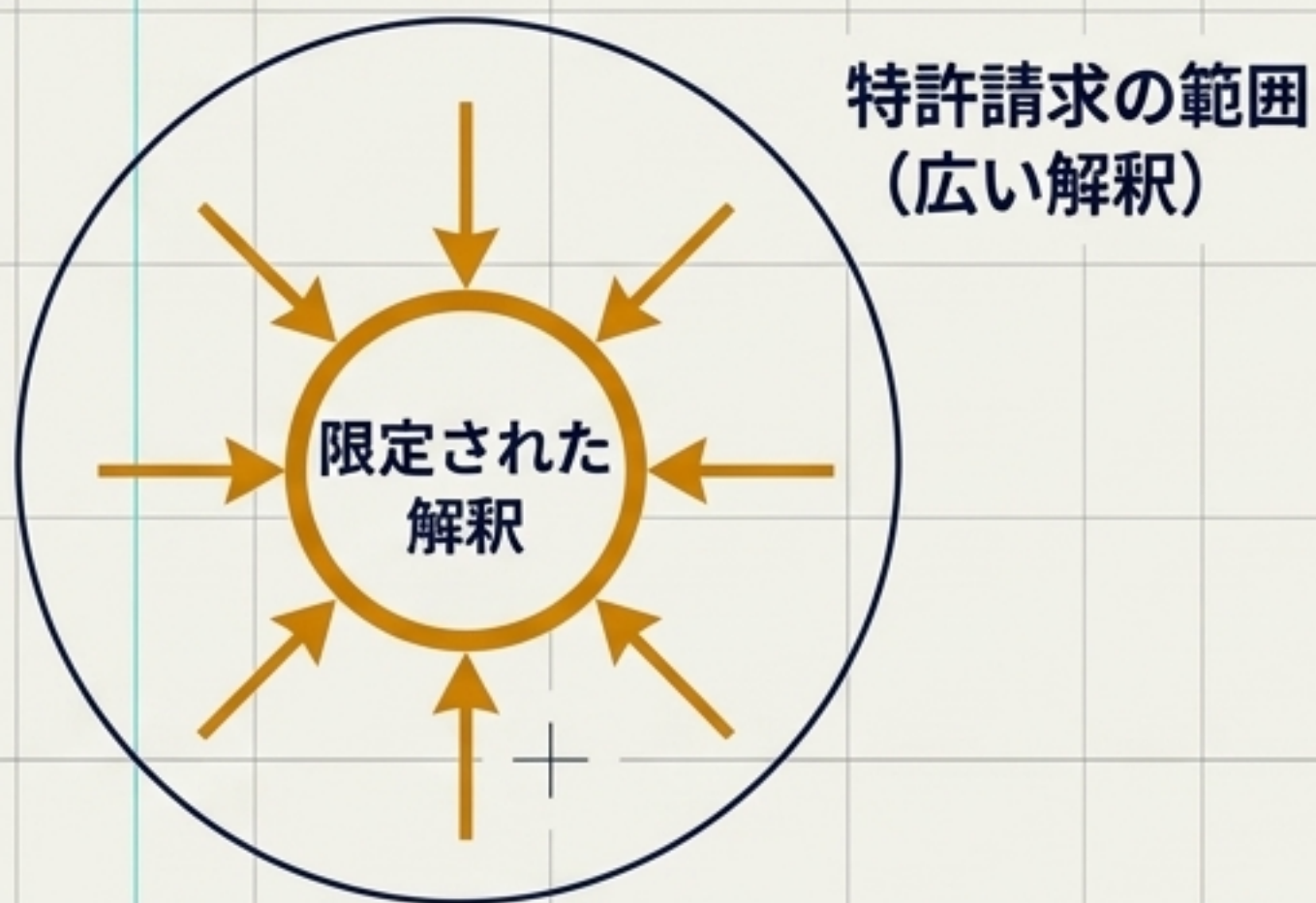
弁理士会レポートの反論類型	特許庁 審査基準の規律
① 記載も示唆もされていない (59件/80%)	審査基準 2.2 類型(1)
② 用語不統一で対応関係不明瞭 (4件/100%)	審査基準 2.2 類型(2)
③ 技術常識に照らしても拡張・一般化不可 (86件/76%)	審査基準 2.2 類型(3)
④ 課題解決手段が反映されていない (77件/90%)	審査基準 2.2 類型(4)
⑤ 課題解決認識範囲超え (29件/69%)	審査基準 2.1(3)の基本的考え方 (※大合議判決由来であり2.2の独立類型ではない点に注意)

反論の類型化は実務上の明快なフレームワークであるが、審査基準のどの規律と対峙しているかを正確に把握することが起点となる。

03 // THE PROGNOSIS : 「課題認定を争う」反論のトレードオフ



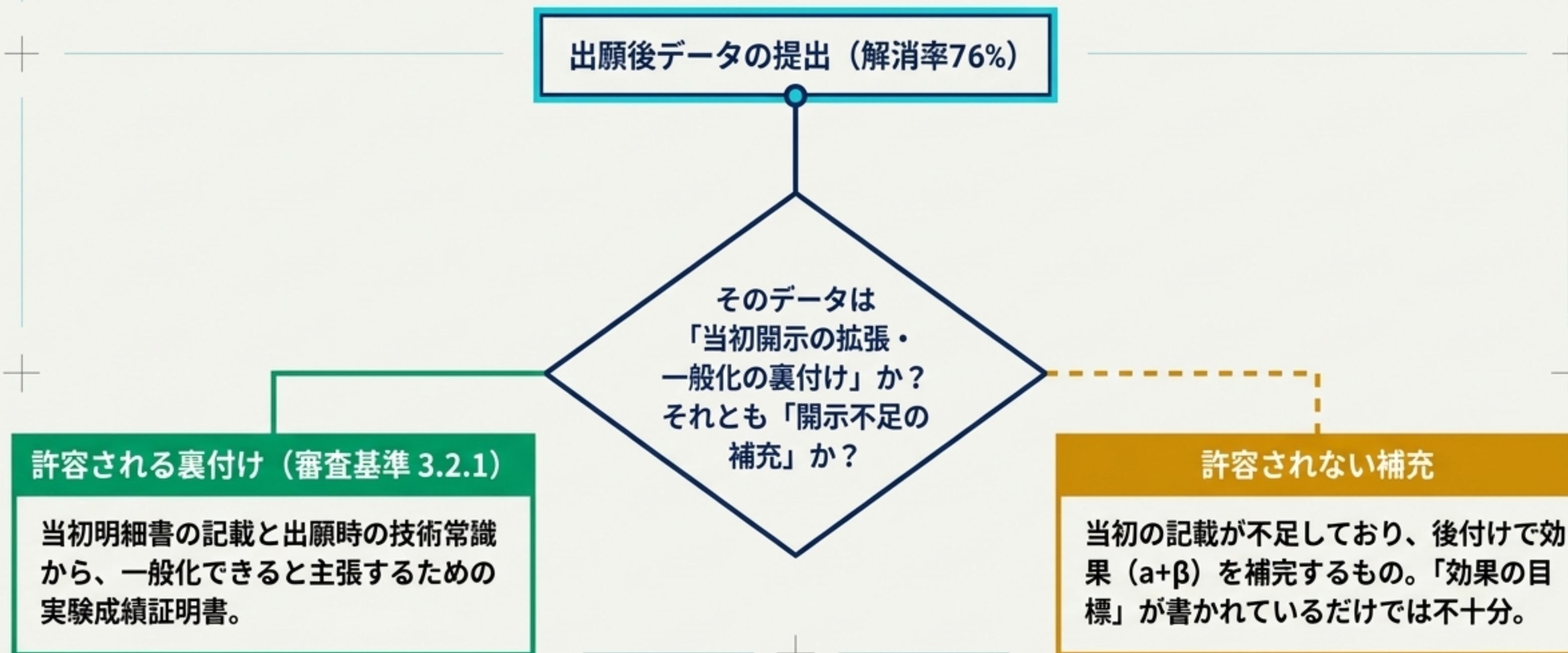
「ピリミジン誘導体」大合議判決（知財高判平30.4.13）
サポート要件と進歩性の制度趣旨は異なる。一方での主張が、他方の要件（特に進歩性の課題認定）に及ぼす影響（副作用）を実務上必ず確認すること。



「発明特定事項を、課題解決に大きく寄与する事項とそうでない事項に区分する」アプローチ（審査基準2.2(3)bの逆利用）は、化学・材料分野で極めて有効。

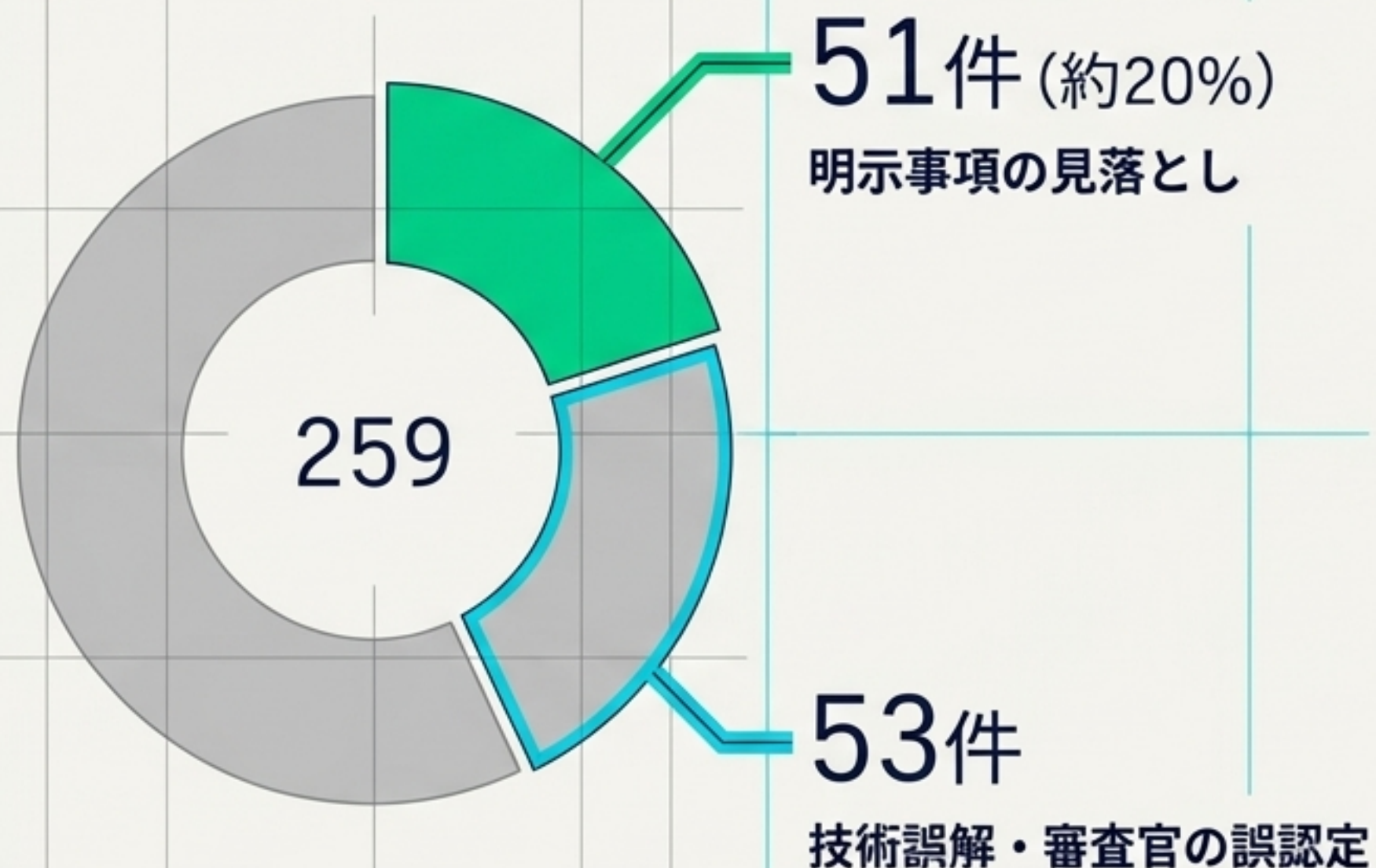
禁反言 (File Wrapper Estoppel) の危険

意見書で特定の構成・作用を不可欠と断定したり、他の態様を明確に除外したりすると、将来のクレーム解釈や均等論の適用範囲を自ら縛ることになる。



審査で寛容に採用された事実と、裁判での権利安定性は別である。個別事案における「適法性」の厳格な検証が必須。

04 // THE PRESCRIPTION : 審査品質アラート : 見落としと誤認定の実態



実務上の鉄則： 「まず記載箇所を確認する」

反論のロジックを構築する前に、拒絶理由通知の前提事実を明細書と突き合わせる。明示事項の摘示のみで解消するケース（解消率98%）が一定数存在する。最も低コストで確実な対応を最優先せよ。

04 // THE PRESCRIPTION : 分割出願の真実

通常出願
(85%解消)

原出願

課題Aの明示

分割出願
(68%解消)

分割

請求項の変更

課題Aの引継ぎ

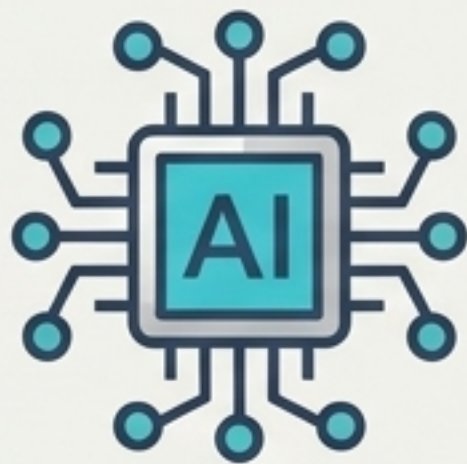
分割出願における課題の引継ぎと不合理性

解消率低下の理由は「課題を引き継いだから反論できない」という単純なものではない。審査基準2.1(3)(ii)が問うのは、分割後の請求項に対してその明示課題が「不合理か否か」である。原出願の起案時から、将来の分割対象（多層的な課題設定と好ましい範囲の開示）を想定した伏線構築が求められる。

04 // THE PRESCRIPTION : 企業知財部向け 反論前チェックリスト (拡張版)

- | | |
|---|--|
| ☑ | ① 請求項に対応する記載の有無の確認 |
| ☑ | ② 課題・効果の限定的認定の有無の確認 |
| ☑ | ③ メカニズム・実施例に基づく反論可能性の検討 |
| ☑ | ④ 証拠・実験データ提出の可能性の検討 |
| ☑ | ⑤ 【拡張追加】 将来のクレーム解釈・進歩性への影響（副作用）の確認
（※他要件との自己矛盾がないか） |
| ☑ | ⑥ 【拡張追加】 出願後データの法的許容性の厳格な確認
（※裏付けか、補充か） |

04 // THE PRESCRIPTION : AI時代のプロセキューション戦略



生成AIのタスク

- 拒絶理由の事実照合（見落としの一次検知）
- 明細書からの課題認定の論点抽出
- 12類型に沿った反論ロジックのドラフト作成



弁理士・担当者の役割

- ✓ ファクトチェックと最終判断
- ✓ 将来の権利行使（副作用）を見据えた高度な戦略調整

日本弁理士会「弁理士業務AI利活用ガイドライン」準拠。AIは強力な補助ツールだが、技術の限界と秘密情報管理を前提とし、最終的な「法的妥当性の担保」は常に人間が行う。

「データは羅針盤となるが、航海図ではない」



統計上の「審査における解消」と、企業の究極の目的である「強く安定した権利化」は同義ではない。元レポートが提示した貴重な類型データを羅針盤としつつ、統計的バイアスと法的副作用を見極め、個別案件における最適解（キャリブレーション）を図ることこそが、高度な知財実務である。